有資格業者の指名停止措置について

近畿運輸局は、有資格業者２者に対し、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行った。

記

1.指名停止業者及び措置の内容

新明和工業株式会社
期間：令和７年１１月２１日～令和８年１月２０日（２ヶ月）
範囲：近畿運輸局管内

極東開発工業株式会社
期間：令和７年１１月２１日～令和８年１月２０日（２ヶ月）
範囲：近畿運輸局管内

2.指名停止の理由

新明和工業株式会社及び極東開発工業株式会社（以下「２社」という。）は、かねてから、月１回の頻度で開催する２社の部長級の者の会合において、特定特装車製品の販売価格等に関して情報交換を行っていたところ、鋼材等の特定特装車製品の原材料の価格が高騰していたことから、遅くとも令和４年２月４日までに、同年４月１日以降に販売する特定特装車製品の販売価格を引き上げることを合意した。加えて、令和４年４月以降も、鋼材等の価格が引き続き高騰していたことから、遅くとも令和５年２月７日までに、同年４月１日以降に販売する特定特装車のうち特に販売価格の引上げが必要であった塵芥車（じんかいしゃ）に取り付けられる架装物及びテールゲートリフタの販売価格を更に引き上げることを合意した。令和７年９月２４日、公正取引委員会は、上記の行為は、独占禁止法第２条第６項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第３条の規定に違反するものであるとして公表した。また極東開発工業株式会社に対して、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。

当該事実は、「「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」の制定について」（平成９年５月３０日付け官会第１２４２号）の別表第２第５号（独占禁止法違反）に該当するため。